

平成27年 No.13

○東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

改正理由

事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成27年 3 月31日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成27年規則第14号

東京学芸大学事務協議会規則の一部を改正する規則

東京学芸大学事務協議会規則（昭和39年規則第 4 号）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学事務協議会規則の一部改正について

改正理由：組織変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (組織) 第3条 本会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 事務局参事役 (3) 部長 (4) 副部長 (5) 課長 (6) 監査室長 <u>(7) キャリア支援室長</u> <u>(8) 基金事務室長</u> <u>(9) 副課長</u> <u>(10) 専門員</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</u>	〔省略〕 (組織) 第3条 本会は、次の各号に定める者をもって組織する。 (1) 事務局長 (2) 事務局参事役 (3) 部長 (4) 副部長 (5) 課長 (6) 監査室長 <u>(7) 副課長</u> <u>(8) 専門員</u> 〔省略〕